大分県希少野生動植物の指定案に対する県民意見募集手続の実施結果について

１　実施期間

　令和６年１月１５日（月）～令和６年２月１４日（水）

２　実施方法

　（１）閲覧方法

　　　①大分県庁ホームページ

　　　②大分県生活環境部自然保護推進室（県庁舎別館５階）

　　　③大分県情報センター（県庁舎本館１階）

　　　④地区情報コーナー（県内１１箇所：振興局・土木事務所）

　（２）募集方法

　　　①郵送　　②ファクシミリ　　③電子メール

３　提出意見件数

　意見提出者数：２名　　提出意見数：４件

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 提出者数 | 候補種 | ご意見の概要 | 県の考え方及び反映状況 |
| １ | １ | ムラサキセンブリ | ムラサキセンブリ（環：準、大：Ⅱ）の指定は良いことだと思う。同時に、同じキキョウ科にはイヌセンブリ（環：Ⅱ、大：Ⅱ）、シノノメソウ（環：Ⅱ、大：Ⅱ）の方が、個体数としても分布域としても少ないと思う。　その中でムラサキセンブリを優先して指定する理由は何か？　特に理由がなければ、イヌセンブリもシノノメソウも同時指定するか、若しくはその中で最も危機的だと思われるイヌセンブリから先に指定して頂いた方が良いかと思う。 | 大分県希少野生動植物保護基本方針に基づき、専門家の助言を受け、指定希少種を選定しています。いただいたご意見については、専門家からの意見等を伺いながら、今後も検討してまいります。 |
| １ | １ | ナツエビネ | 指定は良いことだと思う。ただ、ナツエビネは観賞価値が高い割に、販売価格は700円～1000円程度と手頃なため、見つけていたナツエビネも、誰にも教えなかったにもかかわらず盗掘されて無くなった。県民全般向け、一般向けに観賞価値の高い希少植物の花の写真を掲載することは、ネット販売業者の思う壺になりそう。指定と同時に、保全のための対応策を万全にしておかなければ、ネット上の販売と自生地での盗掘という悪循環を助長することになりかねないのではないか、あるいはそのような状況さえも把握・監視できていないのではないか、と危惧している。 | 大分県希少野生動植物保護基本方針に基づき、専門家の助言を受け、指定希少種を選定しています。指定された場合には、採取等しないようホームページ等で啓発を行い、種の保存に努めてまいります。 |
| １ | １ | アオバズク | 指定は良いことだと思う。ただ、鳥獣保護法により個体の捕獲や飼育は基本的に法律違反になりますから、今回の指定はどうやって営巣地を保全するかという保護方針や保護計画を指定の条件としなければ、ただ指定しただけになりそう。樹洞性のフクロウ類の基本的な営巣地の保全対策としては、平地や丘陵地の巨樹・巨木をみだりに伐採しないこと、樹洞のある状態の樹木を保護することが最優先の重要ポイントになる。そのためには、大分県での自然環境保全基礎調査の巨樹・巨木調査のその後のフォーアップ。再エネ施設計画や公共事業等における構想・計画段階での巨樹・巨木の事前チェックや計画変更等の指導。県内の巨樹・巨木、天然記念物、特別保護樹木や保護樹林の樹勢モニタリングなど巨樹・巨木の保護システムづくり。単木で保護するよりも社叢林などの木立や森林として保護する手立て。エコロジカルネットークとしての緑を大切にしていく緑の基本計画、都市計画や景観形成上の制度の活用などを、さらに推進して堅実なものにしていく必要があるのではないかと思う。それから、資料は科名ではなく、フクロウ目となっています。 | 大分県希少野生動植物保護基本方針に基づき、専門家の助言を受け、指定希少種を選定しています。今後の生息状況をふまえ、保護に努めてまいります。 |
| ２ | １ | その他 | ・「個体数が著しく減少した」こと、生息または生育環境が著しく悪化していることにより、希少野生動植物に追加指定する、保護活動に取り組むことは良いこと。・指定決定後は、生育環境の改善等、追跡調査が必要。予算化できるか。・問題点は指定された動植物の基礎資料があり、研究や教育や啓蒙等に取り組む方が活用できるのか。・個体数が著しく減少した、生育地が移動した等、研究者が比較研究したい、遺伝子による種を同定し分布調査したい等に対応できるよう生物標本、生育している場所、過去の個体数、生育状況等の記録は集積整理され、保管されているか。せめて、平成9年3月に環境庁が発行した都道府県別メッシュアップを活用し整理された程度のものはどこかで研究者は閲覧できるのか。希少種は学術研究の貴重種でもある。・指定動植物を決定できる基準になる標本は保管されているのか。写真では遺伝子の比較はできない。生物種を研究する研究者が出てきたときには標本は絶対に必要。基本になる種が明確でなければ、指定等の基本が崩れる。・2001年、レッドデータブックおおいたが発刊され、大分の絶滅危惧種が整理されたが、その基礎になっている資料と比較検討した結果になっているのか。当時の標本は保存管理されているのか。・指定動植物についての生息・生育状況は、全県下、踏査するしかないと考えるが、外業に強い大分の研究者育っているのだろうか。日々、調査研究された資料を整理保存、公開、教育等、その拠点になる場所（機関）は大分県にあるのか。・指定するだけでなく。貴重な生命体（指定種）が生きて活用できる仕組みが大切である。珍しい動植物であるという意味だけで指定されていないか。指定動植物は、多様な生態系の重要な環境指標である。周知させ、自然との共生の意識の喚起、郷土愛の醸成、教育活動等に活用（県のホームページの宣伝・レッドデータブック等）等を通して自然史に対しての意識の高揚に活用する。・郷土愛の自然を調査、研究、記録し教育できる機関、資料の収集、整理、公開等ができる機関の設置は焦眉の急である。希少野生動植物の指定だけでは、「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」や「大分県希少野生動植物保護基本方針」は生きて働くことはない。計画的、意図的に踏査することで、調査研究し郷土の生態系の変化を正しく記録に残していける仕組みづくりは急がれる。外業を中心に調査する研究者は少なくなっている。大学と共同し民間の研究団隊の健全育成を願う。課題は深刻である。 | 今回の指定案については、大分県希少野生動植物保護基本方針に基づき、専門家の助言を受けて指定候補を選定しています。県の指定希少種に指定された場合、種を保護するため捕獲等の行為は禁止され、希少種の生息については、専門家と情報共有を行い、連携を図っています。指定された場合には、県ホームページやリーフレット等で保全のための啓発を行い、種の存続に努めていくとともに、今後の種の状況に応じて、指定後の生息状況調査なども行ってまいります。 |